## 第39号議案

福岡都市圏の市町のスポーツ施設等を相互に他の市町の住民の利用に供することの一部変更に関する協議について

上記の議案を提出する。

平成30年6月8日

春日市長 井 上 澄 和

## 提案理由

本件は、筑紫郡那珂川町の市制施行に伴い、福岡都市圏の市町のスポーツ施設等を相互に他の市町の住民の利用に供することの一部を変更することについて、福岡都市圏の他の市町と協議するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の3第3項の規定により市議会の議決を求めるものである。

福岡都市圏の市町のスポーツ施設等を相互に他の市町の住民の利用に供することの一部変更に関する協議について

福岡都市圏の市町のスポーツ施設等を相互に他の市町の住民の利用に供することの一部を変更することについて、次の規約により福岡都市圏の他の市町と協議する。

福岡都市圏の市町のスポーツ施設等を相互に他の市町の住民の利用に供することに関する規約の一部を改正する規約

福岡都市圏の市町のスポーツ施設等を相互に他の市町の住民の利用に供することに 関する規約の一部を次のように改正する。

別表中「那珂川町」を「那珂川市」に改める。

附則

この規約は、平成30年10月1日から施行する。